

# 第 208 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 208 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 24 年 2 月 24 日（金）13:49～16:03

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 厚生労働省ネットワークシステムの更改（厚生労働省）

2. 事業の評価（案）等の審議

- 国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理業務（国土交通省）
- 国営東京臨海広域防災公園の運営維持管理業務（国土交通省）

3. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員、加藤専門委員、大山専門委員

（厚生労働省）

大臣官房統計情報部企画課 情報企画室 川上室長

情報システム管理室 川島室長、三上室長補佐、湊係長  
徳永 C I O 補佐官、宮 C I O 補佐官

（国土交通省）

都市局公園緑地・景観課 舟引課長、新田公園緑地事業調整官、辻野課長補佐

（事務局）

栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 208 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「厚生労働省ネットワークシステムの更改」に係る実施要項（案）について、国土交通省の「国営滝野すずらん丘陵公園」及び「国営東京臨海広域防災公園」の運営維持管理業務の事業の評価（案）等についての審議を行います。

初めに、「厚生労働省ネットワークシステムの更改」に係る実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、厚生労働省統計情報部企画課情報企画室川上室長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。御説明は 20 分程度でお願いいたします。

○川上室長 厚生労働省大臣官房統計情報企画課情報企画室長の川上と申します。よろしくお願いたします。

本日は、御紹介いただきましたとおり、厚生労働省におきますネットワークシステムの調達の考え方とそのポイントを簡潔に御説明させていただければと思っております。時間の関係もございませんので、早速内容に入らせていただきたいと思います。

まず、若干経緯のほうも少し含めてお話ししたいと思うのですが、厚生労働省ネットワークシステムにつきましては、4 年ごとに更改、モデルチェンジ、切り替えのほうを行わせていただいております。これまで 3 回の更改を行っておりまして、今回が 4 回目となります。平成 13 年、平成 17 年、平成 21 年、今回、平成 25 年のスタートに向けて、また、今、準備をしているところでございます。

平成 13 年の省庁再編時でございますが、そのときに、13 年 7 月に現行のベースとなるシステムの切り替えを実施、ちょうど省庁再編でございますので、旧厚生省、旧労働省の完全なシステムの統合というのを行いました。その後、平成 17 年に最適化計画を策定しまして、WAM 機能を統合ネットワークに、あるいは LAN 機能を基幹 LAN に、省の共通システムを厚生労働省ネットワークとして 3 分割して整理して更改をいたしました。また、平成 17 年の調達からは SLA、後ほどまた御説明させていただきますけれども、Service Level Agreement、そういった考え方を導入しまして、現行のシステムである第 3 期、平成 21 年 7 月の更改も今回と同じような内容で調達を行っているところでございます。特に今回につきましては、節電や大規模災害時の事業継続の対策、あるいはサイバーテロへの更なる対策といった、特に最近求められているものを取り入れることとさせていただきます。

厚生労働省につきましては、御案内のとおり、医療・健康・福祉・年金、労働・雇用など国民の安全・安心を守る非常に国民に近い業務を行っているところでございまして、例えばこの間の新型インフルエンザのパンデミック、あのような緊急事態への即座の対応が求められるわけでございます。当然私たちのネットワークもそういった業務と密接に関係しておりますので、そういった緊急時におきましても、止まってはいけないということでしっかりとシステムの安定性を確保しなければいけないというものでございます。また、健康情報等非常に機微な情報、非常に微妙な情報も当然扱うこととなりますので、情報セキュリティにつきましてもしっかりと確保しなければいけない。

そういったものをしっかり確保したシステムをつくらなければいけないというのが私たちの与えられた任務でございます。

続きまして、それでは、今回の調達のポイントを3つほど御説明させていただきたいと思います。3点でございますけれども、1つが、私たちの調達でございますが、物品調達でなくてサービス調達でやっていくこと。また、サービス調達と密接の関係につながるわけでございますけれども、**SLA(Service Level Agreement)**、業者さんと私たちの間でサービスレベルについて合意して決め事をちゃんとやるということでございますが、これを使ってサービス提供をしっかりと確かなものにするということが2点目。3点目といたしまして、一者応札対応の対策をしっかりとやるということ。この3点について御説明させていただきます。

まず、1つ目のサービスの調達についてでございますが、厚生労働省としましては、平成17年に**SLA**を取れ入れて以来、ネットワークシステムの調達につきましては、個別の機械を何台入れるか、あるいはどういった機械でなければいけない、そういったことではなくて、システムをどうつくり、どのようにサービス提供するかにつきましては、事業者のほうにお任せしまして、調達仕様書に記載したレベルのサービスの提供を責任持ってやっていただくと、そういったやり方、これを「サービス調達」と呼んでおりますけれども、そういった考え方をとっております。これは応札者にとりましては、当然自分の得意なやり方で、要はこうでなければいけないというのを機械等々指定しておりませんので、自分の得意なやり方でサービスを提供すればいいので、いろんな創意工夫が民間事業者も可能なわけでございます。また、当然コストも下げられるわけでございます。いわば市場化テストの理念でもある民間事業者の創意と工夫をもって良質かつ低廉なサービスを実現すると、こういった考え方に相通じるものがあると考えております。また、発注者にとりまして、サービスの質を担保しやすい仕組みと考えております。いわばサービス調達を仮に料理にたとえたとすれば、どんな材料にするか。例えばどこどこ産の何とかでなければいけないとか、ブランドとか、あるいは利用する調理器具についても、別に大規模な施設でなければいけないとか、そういったものではなくて、家庭用の器具でも結構ですということでございます。あるいは料理人の資格につきましても、特に調理師でなければいけないとか、そういったものの注文はつけないが、そのかわりに私たちの希望する料理をつくってほしいということを求めるものでございます。これがサービス調達でございます。

そして、具体的にどんな希望する料理の内容にするのかということにつきましても具体的に定めましたのが**SLA**でございます。これが2つ目のポイントになります。**SLA**につきましては、先ほど申し上げた厚生労働省としても重要度に従ってシステムの安定性と情報セキュリティ、これをしっかりと掲載しております。厚生労働省は国民の生命、生活にかかわる業務を行っておりますので、**SLA**導入ガイドラインに従いまして、単なる努力目標ではなくて、受注者に対してサービスレベルの維持と改善努力、これをより強く要請する。いわば目標保証型の**SLA**というか、ディスインセンティブ付きの**SLA**を設定させていただいております。先ほどの料理のたとえで申し上げますれば、希望する料理の内容につきましても、料理人と食べる者との間で取り決めと同時に、仮にどうしても約束どおりのものができなかったときについては一定の値引きまで決めておくということ

でございます。こうすることによりまして、料理される方は一層の努力と工夫を凝らしますし、また、仮に失敗したときにつきましても、ある意味、リスクも明確に示されているわけでございますので、安心してしっかり取組みができるということでございます。また、食べるほうにつきましても、期待した料理を食べられる可能性は高まるということになると考えております。以上が SLA についてでございます。

そして3つ目の一者応札対策の点についてでございます。御案内のとおり、前回、平成 21 年の調達でございますが、本当に残念ながら一者応札となってしまったところでございます。実はこれは私たちもいろいろ考えたのですが、例えば平成 13 年、平成 17 年、その前にも2回ほど調達やらせていただいているのでございますが、このときは複数応札でした。5者、4者としっかりと応札が来たわけでございます。前回、残念ながら1者だったわけでございますが、その違いは何だろうかということですが、基本的にそんなに調達内容大きく変わっているものではないでございます。そこをいろいろ考えたところ、一つ一番大きなのが、事業者さんに実は作業していただく構築期間、これの時間の差だろうと思っております。複数応札だったときは 11 か月という期間をしっかりと確保できましたので、当然その中で事業者さんもしっかりと色々な工夫をしてサービスをやっていたということも多くの方に手を挙げていただいたわけでございますが、前回につきましては、これが9か月しか確保できなかったということございまして、このところが一番の大きな違いでございます。したがって、今回につきましては、前回、一者応札になってしまいました原因である 11 か月の構築期間をしっかりと確保してやらせていただきたいと思っております。また、11 か月確保するだけではなくて、更に競争性の確保は大事でございますので、使用中身をもっと明確化するとともに、もっと開示資料のしっかりとしたものを増やしたい。あるいは応札条件の緩和、基礎点の付与、そういった対策もしっかり行っているところでございます。

以上が、今回のポイントと申しますか、3点、「サービス調達」、「SLA」、そして「一者応札対策」についてでございます。

それで、あと資料のほうで少し御説明させていただきたいと思っております。多分3枚目ぐらいになると思っておりますけれども、お配りしている1枚紙の「次期 NW システム概念図」、こちらのほうで、厚生労働省のネットワークシステムの概要を御説明させていただきたいと思っております。まずサーバなどの機能が置かれますのは厚生労働省があります5号館でございます。それと右手にありますデータセンターになります。その間は通信回線で結ばれております。今回、特にまた大規模災害に備えてバックアップも設ける必要があるということでバックアップセンターも設けているところでございます。提供するサービスにつきましては、全職員にとって共通的に利用される認証アクセス管理や運用管理などシステムのベースとなる共有基盤系サービス、電子メールや電子掲示板などを提供する基本サービス、省内各部局にまたがって利用する申請や統計のための業務処理系サービス、業務処理系と言っていますが、ある意味、共通システムのなものでございます。そういった内容でございます。加えまして、ホームページなど国民に向けたサービスがございます。その他、職員が利用する約 6,600 台のパソコンやプリンタといった機器が含まれております。

それでは、次に実施要項（案）のほうで御説明させていただければと思っております。若干分厚くて恐

縮でございますけれども、実施要項（案）でございます。こちらの2ページをご覧ください。

まず〈本業務の特色〉についてですが、既存サービスを継承し、実現方法は応札者の創意工夫に任せ次期ネットワークシステムを構築する、こういった方針でございます。これによりまして、応札者のリスクがかなり抑えられると考えております。また、共同企業体での応札が可能なことも明記させていただいております。

続きまして、ページ飛びますけれども、6～7ページあたりのところを見ていただければと思うのですが、6ページの一番下の「(2) 確保されるべき本業務の質に係る事項」でございますが、7ページのアの「(ア) 満足度調査結果」でございます。この満足度調査結果につきましては、基準スコアの(75点)を維持することとさせていただいております。これにつきましては、今年度省内で行いました満足度調査の結果を参考に設定したものでございます。

また、同じく7ページの「(イ) 障害・問い合わせへの初動時間」でございますが、こちらにつきましてはSLA導入ガイドラインを参考にして15分以内という設定をさせていただいております。

続きまして8ページをご覧くださいと思います。イの「(ア) セキュリティの重大障害の件数」でございますが、こちらの件数については0回と設定させていただいております。

続いて8～10ページにわたりますが、「(イ) セキュリティ問題に対する対応」の項目でございます。これは当然セキュリティにつきましては、省の非常に重要課題でもあることからしっかりとSLAを設定しております。脆弱性の公表から報告までのリードタイムは24時間以内、ウィルスなどの公表から報告までのリードタイムは8時間以内、これらはSLA導入ガイドラインに基づいて設定したものでございます。加えまして、実際にサイバー攻撃を受けるような場合につきましては、素早い対応を行う必要がありますので、検知が5分以内、省の担当者への通知が30分以内、そして1時間以内の対応完了といったものを求めています。これらは情報処理推進機構が翻訳・監修した「コンピュータセキュリティインシデント対応ガイド」に基づいて設定したものでございます。

続きまして、11ページから多分20ページにわたるところでございますけれども、「エ 厚生労働省ネットワークシステムの稼働率等」の項目について御説明させていただきます。厚生労働省としてはシステムが使えるという状態につきましては一定の反応速度をもってかつシステムが動いているということを考えておりますので、稼働率とレスポンスタイム、これがセットになるように考えております。当然対象サービスの重要度に応じましてきめ細かくレベルの上げ下げを行っております。また、パソコンのように数が多く、故障に発生が避けられない機器につきましては、稼働率のかわりに停止期間を極小化するために平均故障復旧時間といったものを設定させていただいております。いずれもSLA導入ガイドラインを参考にレベルの設定を行っているものでございます。

続きまして、21ページをご覧くださいと思います。「オ システムの重大障害の件数」でございますが、こちらにつきましては0回であることとさせていただいております。

同じく21ページの(3)「ア 契約金額の支払い」についてですが、⑦にありますとおり、本件はサービス調達でございますので、サービスの提供が開始されてから毎月ごとに均等額を支払うという仕組みとさせていただいております。

続きまして、21～22 ページにわたると思うのですが、ディスインセンティブについての御説明をさせていただきます。21 ページの②にありますとおり、本稼働後、2 か月の猶予をもって3 か月目からディスインセンティブの適用を開始する。また、ディスインセンティブの度合いにつきましては、4 段階の評価で最大 10%減額とさせていただいております。ただし、例えば過去6 か月間、全項目を達成しているというような非常にしっかりやっつけらる安定的な状況で、たまたま起きた単発的な未達成につきましては、減額を免除するというような仕組みを導入させていただいております。

続きまして、同じく 22～23 ページにかかるところですが、22 ページの下、「3 実施期間に関する事項」についてです。現行ネットワークシステムの利用期間が終了するため、構築の期限を平成 25 年6 月末でとさせていただきます、25 年7 月から新しいサービスの提供を受けるということとしております。これは平成 21 年更改時に9 か月の構築期間とした際に一者応札になったということを踏まえまして、複数者応札があった平成 17 年更改と同様、11 か月の構築期間をしっかり確保を目指すといったスケジュールとさせていただいております。

続きまして、24 ページをご覧くださいと思います。上のほうになりますけれども「(11) 応札者に求める資格」でございますが、情報セキュリティ認証、プライバシーマーク認証、品質管理プロセス認証といった一般的なものとさせていただいております。

また、「5 入札に参加する者の募集に関する事項」の中段の若干下のほうですが、2 つ目の「※」、今回については、競争性をより一層高めるために提示できる資料は全て閲覧に供するということとしております。そのことをこちらの2 つ目の「※」で明記させていただいているところでございます。

続きまして、25～26 ページにかけてですが、「6 厚生労働省ネットワークシステムの更改業務を実施する者を決定するための評価の基準とその他の公共サービスを実施する者の決定に関する事項」、いわゆる評価基準の関係ですが、こちらについて御説明させていただきます。政府調達のガイドラインに従いまして、価格点(3,000 点)、技術点(3,000 点)の総合評価加算方式とさせていただいております。技術点は基礎点と加点からなりまして、全ての基礎項目を満たした提案書を合格として基礎点(1,500 点)を与えるとしております。最大 1,500 点の加点につきましては項目の重要度に応じ最大加点 50 点、25 点、10 点を配分し、更に優良・良・可・不可の4 段階で評価を行います。優は最大評価、良には最大加点の2 分の1、可には4 分の1を与え、付加には点を与えないといったような仕組みとさせていただいております。ほかに評価について特筆すべき点としましては、プロジェクト責任者によるプレゼンテーションと提案書で評価できないサービスの操作性を確認するデモンストレーションを行うこととしております。厚労省としては、実はここのところは今回初めての取組みでございますが、構築期間を含めれば約5 年間一緒に仕事をするパートナーを選ぶということでございますので、しっかりと見て信頼できる業者を選びたいと考えております。

以上、3 つのポイント、「サービス調達」、「SLA」、「一者応札対策」、また、システムの概要及び実施要項(案)について、非常に駆け足となりましたが、御説明させていただきました。御審議のほどよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問・御意見を願います。

○逢見副主査 今、3つのポイントについて説明をいただきました。まず「サービス調達」という点について、サービス調達なのですけれども、契約更新整備に係る内容としては、データセンター賃貸借、ハードウェア賃貸借、ソフトウェア賃貸借、ネットワーク回線の賃貸借とあって、ハードウェアも含まれているわけですね。そうすると、サービス調達と言いながら、実際にはハードウェアの部分が価格的には相当ウェイトを占めるのではないかという懸念があって、配点のところでも基礎点を非常に重視しているということで、結局価格で勝負するという入札形態になっているのではないか。サービス調達で、ただいまの説明と実際の契約の中身の趣旨が貫徹できてないような感じもするのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○川上室長 お答えさせていただきます。サービス調達でございますけれども、当然ハード等も含む仕組みとさせていただきますが、逆にそこはどういったものを入れていただくかも含めまして、事業者の創意工夫というか、そういうところにお任せして、私たち求めているのは、当然 SLA で合意したそういったサービスをしっかり提供していただくというところでございますので、逆に事業者にしても、どういった機器を選んだらいいか、どれぐらい機器を選んで、今、どんどん新しくなっていますから、こういう機器をこれだけの量入れなければいけませんといっても、実はそういったものでもないもので、逆にそれはそんなに入れなくてもできたりしますので、そのところは事業者自由にやっていただくということで、必ずしも高額なものになっているとは思っておりませんし、ハード面も含めた一体としてのサービス調達というものをさせていただきます。

○逢見副主査 懸念すべき点はいくつかあって、一つは、ハードとソフトで分離調達ができないのか。むしろ、そのほうがよりそれぞれのハードとソフトの入札状況によって、低コストで調達できるのではないかということ。もう一点は、ハードの調達をセットでやると、メーカー系の企業が競争上有利に働くのではないかという心配がありますけれども、そこはいかがでしょうか。

○川上室長 まず、メーカー系に有利になるのではないかとござりますが、こちらにつきましては、今まで実はやらせていただいておりますけれども、当然メーカー系でないところも実際落札しておりますし、多くの会社がやっているところでございますので、必ずしもそうはならないと考えております。また、価格が上がってしまうのではないかとござりますが、こちらにつきましても、一体とすることによりまして、逆に業者のほうで創意工夫しますので、むしろ企業効率が高まって、しっかりそこを自分で選んでいただけてやっていただけるということで、必ずしも高コストとはなっていないと考えております。また、実際運用面におきましても、一体でやっていただいておりますので、どこまでがだれの責任で、どこまでがだれの責任でないかというような話が、一体でやることによって明確になりますので、いろんな対応が迅速になりますし、そこは業者としてもいろんな工夫をいただいております。

もっと申し上げますと、実は第1回目のときでございますが、これも一括ではあるのですけれど



も、当然逆に今まで機器調達という形でやっていたときがあるのですが、そうすると、要はこういった機器を何台入れなさいという話であって、実際いざ入れてみると、その機器が要らなかったという場合もあったというのが、今までの第1回目の反省でございます。だからこそ今回一括調達でSLAでやらせていただいているわけでございますけれども、サービス調達という形でやらせていただいていますので、そここのところは、今までの経験を踏まえて一体とした調達をやらせていただいで、むしろ低コスト化を実現しているのだというふうに考えております。

○逢見副主査 前回は一者応札だったわけですね。そうすると、先ほどの一括調達をして競争性もあってという説明と、前回、説明会にはかなりの数が来たけれども、最終的に応札したのは1者だったという、その関係。一者応札ともかかわるのですけれども、それが本当に構築期間だけの問題だったのか、調達方法そのものにも競争性を確保しづらい部分があったのではないかと、そういう点はどうでしょうか。

○川上室長 御案内のとおり、前回、残念ながら一者応札だったわけでございますが、こちらにつきましても、基本的に中身は変わっていないのに、なぜか前回一者応札だったわけございまして、そここのところは、私たちも非常に悩ましいところでございますが、逆にその前の前につきましてはしっかり複数者来ているところございまして、この違いは何かというと、先ほど申し上げましたとおり、構築期間が9か月しかなかったというところございまして、そこをしっかりと確保できれば、そこは複数応札が可能だろうと考えております。実際いろんな事業者さんにもしてみても、いろいろお伺いするのは、しっかり構築期間を持ってほしいという話はいろいろ聞くところございまして、しっかりそこは確保できれば大丈夫だろうと考えております。

○大山専門委員 サービスの調達だというお話で説明なさっているのですが、言ってみれば、データ通信役務サービス、かつての年金のシステムのやり方に近いのではないかと印象を受けます。というのはハードウェアとかいろんなものを全部、ソフトも含めて提供いただいて、それ以外の付随するサービスも、保守、運用、管理、いろんなものをやって一括になっているかなという、これは印象ですから、もし違うということであれば、そこについて説明いただければと思います。

ほかの事例を見ても、かつては高かったものが、競争入札の良いところがうまく働いて、金額的にも下がっている状況が起こっているのですけれども、なおかつ、それは応札者が多いということで結果としてそうなっているわけですが、今回の話、いろんな背景があるのだろうとは思いますが、けれども、例えば端末は少なくとも分離するというのは、ほかの例を見ても、この状況だと、ごくごく普通のやり方だなという気がするのです。それに対して、今回のサービス云々ということの必要性、なぜこうでなければいけないのか。というのは、従来、例えば、先ほど、機器を導入しようとするとうまくいった例もある、余計な数を調達してしまったこともあるというお話ですが、幸いにして、今は情報システムに関する専門の知識を持った人も本省にもいらっしゃると思いますし、今日まさしく補佐官の人たちも来てくれているわけだし、特に年金関係では、今、さんざんやっているんで、知っている人はいっぱいいると思うのですよ。という状況から見ると、一括したサービスとして、こういう調達をしたいという本質的な理由がいま一つ、説得力のあるものがわかりにくい。

特にフォートランで書いたりコボルで書いたりとあるので、ソフトが、ソース見てないからわからないですけども、普通の人が見ると、職員の方がつくったソフトウェア、外から見るとわからないから稼働責任というか、そのソフトがちゃんと動くことと言われても、一般的には応札者を増やす観点から見ると、この一言だけでビビるというか、嫌がる人はいっぱいいますね。責任持てないなと思う人もいると思うんですね。それに対して、ここは今の仕様書についての改善策かもしれませんが、少なくとも今までどうだったというのはしっかり書いてあげるとか、あるいは必要に応じてソースは見せますよでも、そういうようなことはしないと、その時点でもう逃げちゃうというか、月に何人かかかるかわからないわけですよ、見てみない限り。それはハイリスクなので、そういうことが内包している調達の際のときに、切り分けるとより高くなるとお考えになっているのか、そもそも切り分けることはできないとお考えになっているのか。いま一つ、すっきりした理由が見えないために、私は、これでいいのかしらとってしまうのですね。そこについて、もしお考えがあればお願いします。

○川上室長 まず、データ通信サービスに似ている、年金のときと似ているという御指摘でございますが、私たちの場合、当然競争でやっております、たまたま前回は、先ほど申し上げましたとおり応札者が1者でございます。その前は複数者来ていますし、毎回毎回違うところが落としております。データ通信サービスでは、同じところが毎回毎回落として、しかも著作権も向こうにあってみたい、ずっとずるずる同じ契約しなければいけないというのはデータ通信サービスのいろいろ、世の中でもいろいろ言われているところがございますけれども、そういった意味で、全然そういった仕組みではございません。当然、相手は毎回毎回変わっております。落札者は毎回違っておりますので、データ通信サービスとは全然違うもの。当然、先生もおっしゃられたとおり、私たちもかなり勉強させていただいて、専門家にも入っていただきながらやらせていただいておりますので、データ通信サービスのような事態には絶対なっていないし、そんなものでは決してないというところでございます。

あと、ほかの事例ということは今おっしゃられたのでございますが、恐らく前に議論のあった環境省とか総務省だと思うのですが、多分今まで議論になってなかったところ、国土交通省、財務省、経産省。環境省は昔一時期、端末の関係で一括調達でやっていたところがございます、しかも、そのうちのあまり具体名を出すとあれでございますから、私も電話でお聞きしただけなんであれですけれども、そのうちの複数のところにつきましては、しっかりと複数応札があったという話をお伺いしておりますので、このやり方だから、直ちに一者応札になるのだというふうには私たちは思っていない。現に私たちのやり方も、たまたま前回は残念な結果でございましたけれども、その前、その前の前につきましては、しっかりと複数者来ておりますので、そのところは、特にそうでないだろうと思っております。実際、例えば前回でございますが、そこは考えていただければと思うのですが、時期が平成21年の頃でございますので、ちょうどリーマン・ショックとかサブプライムローンとか、ああいう形でかなり企業も非常に苦しい状況だったときでございまして、例えば前回の調達も終わった後にいろんな人からは、本当は手挙げたかったのだけれども、そこは社内のほうでなかなか苦しんでということで挙げられなかったというようなお話も幾つか聞いていると

ころでございまして、ある意味、前回一者だったからということにつきましては、ある面、そこはむしろ前々回とか前々々回のほうを是非とも見ていただければと思っています。

あと、サービス調達でございませうけれども、勿論切り分けて、それでやれば、そこだけもしかしたら安くなるかもしれないという話でございますが、私たちはむしろ一体として見ていただいて、当然だからそこは前のデータ通信サービスみたいな、毎回違うところと一緒にやっておりますので、ずるずるの関係ではございませうし、そこはしっかり競争していただいて、創意工夫していただいて一体として見てやっていただいているというところでございます。前回はちょっとあれですけども、その前の実績も含めて見ていただければ、あるいは他省庁のところも考慮していただければ、そんなに異常な話ではないのだろうと思っています。

あと、一つありますのは、正直申し上げます、時間が、これは2年前から予算を要求してこの形で準備してございまして、当然この委員会に当たりますのは、事務局と昨年2月からいろいろお話させていただきながら、一括調達で進んでございまして、今、ここでパソコンだけ分けるということになっても、正直時間的に苦しいものがございます。当然25年7月が一つのゴールでございますので、それに向けて、今、一生懸命準備をしておりますので、当然25年7月がずれれば、また、随意契約して、当然システム止めるわけにはいきませうから、25年7月に動かさないということになりますので、そうすると、そのためにやらなければいけません。そうすると時間のほうが、また新たな分離調達やるとすれば、端末の部分とネットワークの部分で当然責任分界どうするかという非常に難しい議論。前回、議論になった環境省とは総務省もかなりそこで苦労されていとお聞きしておりますけれども、そこをしっかりと、もう一回、仕様書を書き直してというような作業をして、もう一回、調達し直してということをやらなければいけませんので、時間的に構築期間が短くなってしまいますので、かえって一者応札になってしまうのではないかと私たち、今回のものについて言えば、非常にそこを恐れているところがございます。ずっと準備してやってきて、ここに来てどうしてもおしりが切れているものがございますので、それを考えますと、かえって難しくなってしまう。

あと、環境省、総務省の例と比べた場合でございますけれども、あちらにつきましては、まずパソコンを1年前より半年前にまず端末の調達をしまして、それを物があつた段階で、その後でまたネットワークの準備をしているということになりますけれども、仮に私たちに同じことをやれとなっても、実は例が違うわけでございます。並行して走る。端末も調達しながら、ネットワークも準備するということになりますので、これまた、あちらさんは物があつた後にネットワークの準備するわけですが、私たちは物があつない段階で準備しなければいけません。並行して物を調達しながらネットワークの準備もしなければいけませんということになりますので、なかなか時間的に正直、そういった意味で環境省、総務省の例があるからという話でございますが、それとは違う例になり、また、今までにない新しいやり方しなければいけませんということになりますので、なかなか時間的にも難しいところがありますので、今回、そこは御理解いただきたいと思っております。当然、私たちも今回構築期間をいただければ、そこでしっかり複数応札にして結果出したいと思っておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

○三上室長補佐 補足させていただきます。先ほど先生のほうから、フォートランですとかコボルの利用者が使っているもの、そこについては、十分な情報を開示して対応したいと思っていますし、フォートランですとかコボルについては、通常のユニックスであれば、どこでも使うようなものにしてありますので、どこのメーカーでも対応ができると考えております。

それともう一つ、端末と本体を分離するということになりますと、先ほどの説明の繰り返しになるかもしれませんが、SLA で稼働率とレスポンスをとっておりますので、そのレスポンスが図れなくなるということが起こるかなと、ちょっとそういったところがありますので気にかけております。

○徳永CIO補佐官 補佐官の徳永ですけれども、「データ通信サービス」という言葉が出ましたので、そこに関して一言お話しさせていただきますと、確かに年金のシステムに関してはデータ通信サービスということで、それが非常に問題になって、大山先生とも一緒にいろんな会議で見えておりますけれども、その中で一つ、国のほうが著作権を持ってないというのが大きなところですよ。もう一つは、先ほど先生もおっしゃいましたように、丸投げになってしまっていたのではないかと。逆に言うと、職員側のほうが、業者側のほうに全てを任せすぎてしまった。それによって、中身というか、それを業者のほうはわかっているけれども、職員が足りてない部分があったのではないかとこの反省があるかと思えます。ただ、今回のこの調達に関しましては、当然何回も厚生労働省の職員のほうでもやっておりますし、実際に職員主導でいろんな形での調達の中身、実際の運用も含めてやっておりますので、丸投げになるデータ通信サービスと同じではないかということに関しては違うということは御理解いただければと思います。

あと、先ほどの技術的なところで、フォートラン、コボルとかが入って、一覧表を出しておりますので、それが何千ステップ、あるいは場合によっては何万ステップもある。その部分が本当に単純なマイグレーションでできるかということに関しては、確かに業者側としてはリスクだと思います。ですから、その部分、どういったソフト、どういった言語のものがどれだけある、どれだけステップがある。場合によっては、そのソースの開示というのも必要に応じてやっていかなければいけないと思いますし、実際に1回目につくった構築業者とは違う業者が2回目、あるいは3回目という形で構築業者でないところがやっております。ということは、特別な業務能力、業務知識が必要なわけではなく、あるいは特別なスキルは必要ではないと思っております。

○大山専門委員 わかるんだけど、今のことは非常に大事なところで、隠れた費用になっているかもしれないということは確認しましたか。

○徳永CIO補佐官 隠れた費用。

○大山専門委員 要するに、もとがどこだかわかっているのか。全体で幾らになっちゃっているから、ここの部分を例えば外したら、簡単だとおっしゃるなら調達から外す、そしたら幾らに下がるということの違いの見積りというのはあるのですか。従来どうだったかということですね。前回、前々回、今の業者がいて、その前の業者がいるのだから、そういうのは確認なさるほうがいいのではないのですか。大丈夫だというのは、今、この時点では何を根拠に言えるのかということと何も無いわけじゃないのですか。今までやった人の例を引っ張ってくるのが一番早いのではないかという気が

します。ですから別の言い方をすれば、例えばこの調達からそこは外してみたら、それだけで入ってくる人は大分増えるのではないかという気がします。そういう御検討はあり得るのでしょうか。

○三上室長補佐 今の時点でという。

○小林副主査 ちょっとずれるかもしれないですが、別の言葉で言いますと、先ほど SLA でやっていますということで、サービス調達ですということを書いていらっしやいましたね。でも、その割には非常に加点のところでは創意工夫の部分が少なく、ということは、価格の部分で競争してもらいたいという案件なのではないかと思えるのですね。それを国民的に見れば、価格競争がうまく行われるような仕組みにこの実施要項（案）がなっているかという、そうではないかもしれない。つまり、今まで御説明のあったのは、複数者が応札したので競争が働いていますという御説明だったけれども、価格的にそれは競争が働いていたのかどうかという吟味はされてないと思うのですね。

その前の前の応札が複数者いたときは、例えば落札率は幾らだったのでしょうか。いろいろ分離をしたりとかして、入札に出したほうが、競争環境が整う場合があるのではないか。それを検討してほしいということを書いているのですけれども。

○川上室長 それは今回のもの、あるいは今後の話でございましょうか。

○小林副主査 今回。

○川上室長 先ほど申し上げましたとおり、今回については、おしりが切れておりますので、そこで切って、しかも前例としてある総務省、環境省とは違うやり方で並行して走らなければいけないということになりますので。

○小林副主査 おしりが切れちゃうというのはシステムが全部止まっちゃうという意味なのか。

○川上室長 当然契約はそこまでしかしていませんので、そこは当然 25 年 6 月末までしか今の業者とは契約しておりませんので、システムを止めるわけにいかなければ、随意契約等して、そこはしばらくやらなければいけないですし、あるいは私たちにしても、関連するいろんなシステムありますから、そこの関連も当然どうなるかという、その辺もやらなければいけないので、ゴールをずらすというのは正直そこはなかなか難しい。それを前提にすると時間がないので、かえって一者応札の危惧も深まるので。

○大山専門委員 わかるんですけども、連携みたいな再リースできないのか、ちょっと延ばすぐらいだったら。

○徳永 C I O 補佐官 先ほどの話で、競争が働いているかというお話で、前々回は、確か調べた結果がありますね。

○三上室長補佐 前回は 1 者で 99.6。

○小林副主査 その前は。

○三上室長補佐 その前は、厳密な落札率というのはわからないのですが、予算額で推計したところ、予算額で前回は推計するとやはり 99.6 で、その前が 81.8 とかなりそこでは複数者、そのときは 4 者来ていまして、4 者のときは 81.8 という、予算額から見た率は出ささせていただいておりま

す。

○川上室長 御案内のとおり、技術面のほうの競争をしながら、一方で価格面の競争で、両方クロスでやっておりますので、当然そこで企画のほうの競争もすれば、価格の競争、両方したその結果として、今言ったようなところになって落ちた。当然そここのところで各社非常に競争をしているところでございます。

○大山専門委員 それで再リースはできないの。期間的にちょっとずれるのだったら、再リースできないのか。

○宮C I O補佐官 今回、調達する端末の上で動かす予定とまた別なプロジェクトとして進めています計画があって、今回、もしこれがずれますと、要は現行の機械の上に一たんつくって、例えば、そちらもずらせばいいではないかという話はあるのですが、また、そちらもそちらで都合があって動かしているところがありますので、そちらを例えば現行の機械の上に一たんつくって、こちらが切り替わったら、そこにもう一回切り替え直すみたいな、そういう玉突き事故のような話が起ることを、今、ちょっとおしりがというふうな表現で説明させていただいています。

○大山専門委員 そうすると、今回だけこれを認めればいいということをおっしゃっているんですか。先ほどそういうふう聞こえて、何か考え方がわからなかったのですが、要するにこのやり方が正しいのだということをおっしゃりたいのか、あるいは今回は時間がないからこれでいきたい。でも次回はそうしませんと言っているのか、この辺、どうなっているんですか。こうじゃないほうがいいのではないかと私は思っているんですけども。

○川上室長 まず、今回については、どうしてもこのやり方でないと難しいので、そこは是非とも御理解いただきたいというところでございます。また、今後、どうするのかという話でございませけれども、そこにつきましては、例えばいろんなやり方があるのだと思います。私たちは当然これがいいと思っているから、私もこれで御説明申し上げているわけでございますけれども、その中で、どうやったらもっと安くなるか、当然それも考えなければいけないことでございますから、そこは勿論それは研究していくべきだろうと思っておりますので、次回以降、どうするかということにつきましては、それは勿論いろんな研究は当然すべきだろうと考えております。ただ、少なくとも今回はこれでなければ。

何で今回と次回と分けて申し上げているかと申しますと、今回もおしりに火がついておりますので、今やらないとどうしようもないので、そこをまず御理解いただきたいという話で、次回以降、どうするかにつきましては、ここでもいろんな省庁について御議論されると思いますので、そういった動き等々、この分野はまたいろんな動きがありますから、そういったもののあり方全体を踏まえながら、当然、分離調達も含めて研究はさせていただきたいと思っております。

○小林副主査 この案件は非常に金額が大きい案件であるということが、非常に国民的には重要なことだと思うのですよ。先ほどから環境省、総務省という話が出ていますけれども、例えばアメリカの連邦政府とかですと、共同調達のようなクロスで、まとめて調達をするということになっている。調達方法は、競争が働くように一定のルールといいますか、そういうものを決めていくんですね。そうすると、ある省ではこうだったけれども、ある省ではこうだったということではなくて、

連邦政府全体の中で競争が働いている中で効率的に調達がなされているかという評価が出てくるんですよ。

公共サービス改革法はまさにそういった精神、つまり国民にとって安かろう、悪かろうではだめで、効率的でかつ質の高いサービスが提供されなければいけない。そういった中で、競争環境を整えていこうということなんです。だから、その意味で、いろんな検討をしていく必要があるということなのですね。そのところで、今、先ほど「今回は」とおっしゃったけれども、おしりに火がついているということの国民的ダメージのイメージが、私はよくわからないのですけれども、その辺はどうなのですか。

○川上室長　そこは、要は 25 年 7 月にスタートしましょうということで、そこをずらせないとすると、また新たにもう一回調達のやり方変えてやるということになれば、そこは環境省、総務省も多分いろんな議論あったと思うのでございますけれども、当然業者が替わったら、その間、どうするのか、当然何か不具合が生じたときに、PC のほうの責任なのか、ネットワークの責任なのか、当然これがエアポケットに落ちるわけですね。そここのところをきっちり決めなければいけない。きっちり決めても、それもなかなか運用上、何かあったときに、いや、私の責任ではありません、そういう話にどうしてもなるわけですね。そここのところの対策をしっかり立てて、そういった新しい調達仕様書をもう一回つくり直してやるとなれば、どうしてもスタートラインが遅れますので、業者さんの構築期間がどんどん短くなってしまふ。構築期間が短い中で本当に手を挙げていただけるかという、逆に一者応札になってしまうのではないかと、むしろそういう問題がありますので、今回の件についてはもうおしりに火がついているということをおし上げていただいております。

○三上室長補佐　一つ補足なのですが、補足といいますか、昨年ここにエントリーしたときから一括ということで、ハードも含めた形でエントリーさせていただきまして、閣議決定もその文書になっているかと思っておりますので、そういった形で今までは進めてきたということは御理解いただきたい。

○徳永 C I O 補佐官　一つ補足させていただいてよろしいでしょうか。25 年 7 月というのが延ばせないかということに関して、一括調達、今から変えると調達期間が短くなってしまふという、先ほどの説明がありましたけれども、それはちょっと置いておきまして、25 年 7 月というのが延ばせないかという話でいきますと、今回は中核 LAN です、これにぶら下がっているシステムというのは厚生労働省の中に数百あります。それは大きいもの、小さいもの、たくさんあるわけですが、中にはこの更改に合わせて統合するという形でやっているものもあります。そうするとそれに関してはリース延長、保守の延長、そういった形で余計な費用がかかるものもあります。あと、例えば今回のシステム、今回のプロジェクトでやっても、その工程管理上、その部分を延ばさなければいけないとかということで追加費用が出てくる。その辺はある程度見えるところであるのですけれども、それ以外の数百ある、あるいはその中でも特に LAN と非常に緊密な関係を持っているものが何十個かあります。そうするとその影響というのは非常に計り知れないものがある。そこではリースの延長だけではなくて、いろんな調達、二重開発、二重のテスト、そういったものが発生する可能性ということを非常に含んでいる。そうするとそういったものを積み上げていくと、

何億、何十億とかというふうなオーダーになってしまうかもしれない。これは想定の話なので、我々も全然数字はつかめません。ただ、非常にそういった意味では、**25年7月**というのをずらしてしまうというのはコスト的にも非常インパクトのあるものであるということは御理解いただければと思います。

○小林副主査 私の場合、素人だからよくわからないのですけれども、**25年7月**というタイムラインというものを動かせと別に言っているわけでもないのですが、つまり、先ほど1者しか応札がなかったのは構築期間が9か月というのだったというふうにおっしゃったけれども、それが本当の理由なのかどうかというのもよくわからないのですよ。もし今回やって、例えばまた1者だったということになったら、例えば先ほど説明会には**23者**来たのと、私、伺ったのですよ。なのに応札は1者だった。それは**22者**が、**11**か月の構築期間が9か月になったから撤退していったのか。それはヒアリングとかなさったのですか。

○川上室長 少なくとも、当然私たちが前回1者だった、非常にショックな話ございましたので、いろいろそこを考えさせていただいて、何が違ったのだらうといったときに、違っているのは少なくとも構築期間が短かったところだけでございます。ほか、多くのところは特に大きな調達なり、そんなに大きく変わっているわけではございませんので、そこだけだった。

○小林副主査 そうかもしれないですけれども、もし、そうだとして、今回**11**か月に戻して、また1者だったら、それはどうするのですか。

○川上室長 ですから1者でないようにしっかりそこはやらせていただきたいと思っております。逆に、今、このタイミングで無理無理に分離してどうということになれば、構築期間はもっと短くなってしまいますから、間違いなく一者応札になってしまう。そちらのほうを懸念しております。

○小林副主査 民の創意工夫だけではなくて、官のほうも創意工夫する必要がありますね。

○川上室長 勿論それはさせていただきます。

○小林副主査 いや、そうした上で、**25年**の7月というタイムラインに合わせた形で、もっとこれをいいものにはできないのですか。いろいろこの問題ですごく時間をとって議論しているのですけれども、ほかにもいろいろあるのです。**SLA**の問題もあって、ペナルティー、ディスインセンティブの問題というのもありまして、いろいろなことがこの中に問題として含まれているのですね。だから、もっといろいろ、本当に今度**11**か月にしたけれども、1者だったといったときに競争が働かなくて**98%**の落札率だったということになったら、どうやって国民に説明しますか。

○川上室長 だから、そうならないようにしっかり競争性が確保できるようにしたい。ちなみに前回のときにつきましても、多くの業者が言っていた話は、構築期間はとにかく確保してくれと、確保できないというのがなかなかきついのだということは、よく私たちもお聞きしておりますので、そこをしっかりとやって、競争をするようにさせるようにしたいと思っております。是非とも御理解いただきたいのでございますけれども。

○加藤専門委員 分離調達のところで、結局、今、お話し伺っていて、私が理解しようと思って努めたところはおしりが決まっているという実務的な、あるいは現実的な、費用もかかるのだらうし、あと実務的な対応もかなり煩雑になる。間違いがあったら困るというような、そういう事情がある



ことはわかりました。

ただ、わからないのは、分離調達すべきでないという強い主張が、どこかで何か示されないと、この話は解決できないのかというふうに私は思いました。その御説明はいろいろと細目についても御説明いただいたと思うのですが、幾つかポイントがありましたが、ただ、それについて、専門家から見ると、それだとどうも納得できない、強い根拠にはならないのではないかという、そういう会話もありましたので、であれば、この話を決着するには、その部分で何か示していただく御努力というんですか、分離調達はすべきじゃないと、そういうものを何か示していただく必要があるのではないかと私は感じています。

○湊係長 私から簡単に御説明させていただきます。今まで大山先生とかいろいろ一括調達、なぜ厚生労働省がやっているのかというところ、まだ、あまり皆さんの御理解をいただけていないところだと思っていますが、厚生労働省として一括で調達している主なメリットとしましては、厚生労働省は、国民の皆さんの命にかかわるような、先ほどうちの川上のほうから御説明ありましたように、新型インフルエンザのパンデミック、そういったところの場合にも、実際業務として、厚生労働省としていち早くスピード感を持って業務を進めなければならないというところがあります。そういった中で、厚生労働省として一括調達をやっていくところとしては、ほかの省庁さんはちょっとないところがございますのが、SLAのところではレスポンスタイムというところ。それは何かというと、「3秒以内」という、そういったところでパソコンのスピードをもってやっていくというのがうちのところでは、今回の調達の中にあるのですけれども、そういったものは今回の一括調達の中でやっていったほうが、サービス調達の中で、端末の機種というより、ルール、「3秒」というところを、業務の中でスピード感を持ってサービスしてもらいたい。それをもって、厚生労働省の職員全体がスピード感を持って業務をできるといったところがありますので、そういったところを一つ、一括調達の中では、例えば分離とかになりますと、どちらがレスポンスタイムを図ればいいのかとか、そういったところが、どちらかに影響受けて時間をとってしまうといったところもあります。その場合には業務の中で、そこで分離すると、A社さんでは、うちはちゃんとやっている、B社さんでは、ちゃんとうちでもやっている。けど、結果としてレスポンスタイムはちゃんと出てないといったときにはだれが調整するのだというところも出てきますので、そういったところでは一括調達することによって、内部の業務として全て創意工夫でしっかりやっていただくというところが、今回の調達の中としては、うちとしては是非進めていきたい、一括調達の中の考え方の一つとなっています。

また、ほかに関しても、セキュリティという面も、今回のところでありますので、そういったときにも、実際どこから、例えば仮なんですけれども、ホームページが改ざんされましたといった場合には、だれが、どこで改ざんしたのだといった場合には、いち早く一つの一括調達の中で、すぐに迅速に対応していただけるというところがメリットかなというふうに考えているところがございます。説明が余りうまくないですけれども、以上のところがあります。

○川上室長 よろしいですか。分離調達のデメリットということではよろしいんですか。メリット・デメリット、予算までやっているところであまりこういうのもあれでございますが、当然いろんな

ものはメリット・デメリットあるわけでございますけれども、分離調達についてあえてデメリットについて申し上げますれば、例えば私たちの一括調達のメリットでございますが、要は、今、クラウド化ということで、いろんな効率的な使い方ができますので、それを一括にすることによって、そこは事業者が工夫をさせていただいて安くできるというようなメリットあるわけでございます。そこが、業者が分かれちゃったときに、それがどこまでできるか。要は別の方が、機能を持ってくるわけですから、そのところはなかなかどうなるかという問題があったりする。あるいは責任の明確では、私たち一括でやりますので、当然これは全部何かあれば、それはその事業者の責任ですので、しっかり対応してくださいという話になるわけですが、これは多分環境省、総務省から話あったかもしれません。私たちお聞きしたことがあるお話でございますけれども、当然 PC を持ってきた業者と保守の業者が違うわけでございますから、何かあったときにどっちの責任なのか、責任関係が明確にならないので苦労するというお話は聞いたことがあります。分割したときにはそういうデメリットが出るわけでございます。

○小林副主査 何かこの案件自体に物すごいオールドファッションの話がされているような気がします。

○川上室長 済みません、それは事務局もご存じ、確か環境省、総務省からもそんなような話、私たち伺ったことがございます。もう一つあるのが、当然事業者は必死でございますから、その問題、当然抱えるわけでございます。

○大山専門委員 というよりも、実情から見ると、厚生労働省さんにそういう部隊が少ないからしようがないという言い方はできるんだけど、普通は発注側がそれぐらいのことは知っていて、だから、それぞれの範囲をちゃんと切れば対応できるはずだと思うので、今、人数的にも不十分で十分やりきれないという実情を理解しろというのであればそれは理解できます。

○川上室長 そこは、だから苦労されているという話は私たちもお聞きしておりますけれども、違いますか。勿論、私たちもそうなれば対応しますが、特に私たちの場合につきまして申し上げれば、時間もない中、当然やるとすれば、予算要求のときからいろいろ組んで準備してやっていくお話でございますので、正直申し上げて、今年になってから急に言われても、そこは本当につらいというか、実現性がいろんなところで変なデメリットがいっぱい出てきちゃいますので、今年度については本当に御理解いただきたい。逆にそういう議論をされるのであれば、是非とも全省庁についていろいろ議論していただいて、こういう方針にするのだというようなことを決めていただいて、それを踏まえて、厚労省どうしますかという話ならあれでございますけれども、当然こういったものというのは予算取るときから工夫していますから、そのときからも一括調達でやるという前提に財務省ともお話をしてお話して予算いただいて準備して、やっと今日ここまで来ているというものでございますので、今日急に方向転換しろというのは、そこは御理解いただきたいのでございます。

○大山専門委員 いいのですけれども、先ほどからの話のとおり、今回、認めろというだけの話をしているのか、このほうがいいのだということを言っているのか。厚生労働省さんにとっては、後ろが切れている、外してもという懸念があって、今の時点でこれがいいというのもわかります。だけど、ほかはやっている例もある。それに対して、先ほど SLA の話とかレスポンスの話もなさっ

ているけれども、あれは過度な要求であることはないのですね。その要求を高めれば高めるほどできるところは減るので、当然のことながら競争性は落ちるわけですよ。その辺のバランスのところ、今、ここの委員会で言っている、そもそもの目的とそちらの主張が合っていないのかもしれないし、それに対して、こちらが要求している答えが返ってきてないのかもしれない。そういう感じがするのですよ。

○川上室長 今回のことについてお認めいただくとして、今後どうするかにつきましては、これは私たち、先ほど小林先生もおっしゃられたとおり、当然役所も創意工夫しなければいけない。全くそのとおりでございますので、今後どうするかというのは研究させていただいてしっかりやらせていただきたいと思っています。ただ、現時点では当然今のやり方がいいと思っているから、私たちも今こういう交渉をさせていただいている。

SLAの項目が多いのではないかというお話でございますが、こちらにつきましては、むしろセキュリティとか項目ごとに分けて設定していますので、数が多いように見えるのですが、實際上、むしろきめ細かくやっているから、場合、場合に応じて設定しているので数多いように見えるのですが、むしろそこは、逆に数減らすのだったら、むしろ厳しくなるかという話でございますが、それは状況、状況に応じて事業者さんにしっかり対応していただくためにSLAについてはきめ細かく書かせていただいています。逆にそれを書くことによって事業者さんのほうも、失敗したればペナルティーかかるなどというのがわかりますので、それを踏まえて、事業者さんも適切な対応とっていただけるということで、そこは特に、少なくとも私たち、今のSLAが特に事業者さんにとって重い負担になっているのだというようなお話は聞いておりませんし、しっかりそれでやっていきたいと思っております。

○湊係長 済みません、補足でございますけれども、先ほど大山先生のほうから、SLAについて過度ではないかという御質問があったと思うのですが、厚生労働省としては、そういったところは過度ではないと思っております、それはなぜかといいますと、例えば民間さんでいきますと、証券系とか銀行系のところだと、レスポンスを更にもっと厳しいところ、例えば1秒以内とか、そういったところがあると聞いています。それは銀行のATMでぼちっと押したところで全然動かないとやはり皆さんの苦情あると聞いておりますので、そういったところとか、証券のほうでは株式のところでは時間というところは大事なところがございます。ただ、厚生労働省としてはそこまでの。

○宮C I O補佐官 済みません、ちょっと今、大分民間のほうまで行ってしまっているのですが、今回SLAが厳しすぎないかという話で、一応調べています範囲で、いわゆるチェック項目として挙げている、ほかの省でもそれらを基本的に達成できているかどうかというチェックの対象にしているか、していないかという話でいくと、ほぼ横並びではないかと考えております。まず、それが1点。後は、ディスインセンティブがどうかというお話の御指摘をいただいておりますが、確かにこちらの設定しているディスインセンティブというものまで細かく設定している例は、ほかでは直接同じものはないのかもしれないのですが、ただ、どちらかといいますと、例えば、そこら辺の扱いが多少「あやふやな」と言うところとちょっと表現あれなんですけれども、そこがうまく達成できない場合は、非常

手段をとる場合があるといった、そういう付帯条項的な記載で、あまり明確にしないような形でディスインセンティブの担保をとられているケースが多いのかなど。

手前みそになりますけれども、こちらで書いている分というのは、先ほど室長の最初のほうの説明で料理の例でいろいろ出していますけれども、予めラインを決めておいて、その場合、どうするかという説明をしているということで、ほかと比べて過度ではないかというお話に関して言うと、それほどのことは。

○小林副主査 過度ではないかというのは、つまり全てに、厚生労働省さんとして、国民の安心・安全を守っているのだというのはわかりますけれども、そのために、このシステムに求められるサービス水準というのはどのくらいのものなのだとということと、そのサービス水準を維持しながら、どのくらい効率的に調達ができるのかということを考えていただかなければいけないと思うのですね。

SLAを拝見したところによると、これは例えば「D」の人というのはあまりいないのかもしれないですけども、10%というのが減額されるということになると、事業者、入ってくる人たちは、それをコストと見ますから、そのリスクを回避するために上乗せして入ってくるということになるんです。コストを上乗せして入ってくる。だから高い調達金額にならざるを得ないということもありますし、そういうリスクが課されているということは勿論いいですよ、ディスインセンティブをつけるのはいいんです。つけてもいいんですけども、そのためにそれを回避するためのコストを上乗せするというのが民間事業者の考え方です。だから、その意味でも競争というのはなかなか働かなくなります。

いろんな意味で問題が多くて、競争環境を整えるということをもっと考えていただかないといけないのではないかとということなんです。だから、今日もこんなに時間が超過してしまいましたけれども。

○大山専門委員 一つだけ最後に。

○小林副主査 はい。

○大山専門委員 非常に簡単な質問をさせていただきたいのですが、前回、今の現行業者の前から替わっていますね。その前、やっていたところは、これだけいろんな状況から見ると、普通だったらノウハウも持っているし、業務の内容も全部わかっているし、ましてや仕様書も変わってないとなれば、自分たちで一番手を出すとか、絶対手を上げるはずなんです。それをやめてしまった。でありながら、新しいところが普通に入ってきて一者応札になっている。これはよくわからないのですね。

今度は、少なくとも前の業者は同じことで手を上げる可能性を持っているのか、それとも前回と同じように、それまでやっていたにもかかわらず手をおろしちゃったということと、どういう関係になっているのかが、もう少しわからないと、このまま進んでいいのですかと言われたら、どうぞという感じがしないのですね。もともとの目的から見たときに、こちらの委員会で、そこはどうですか。

○川上室長 正直申し上げて、よその組織のお話でございますので、何で前回のところが手挙げな

くて、今回。

○大山専門委員 新しい会社ですね、入っているのは。

○川上室長 ある意味、そこは何というんですか。

○大山専門委員 すごいリスクをとらなければいけないですね。

○川上室長 だから、そこはまさに創意工夫していただいた結果、一つは、当時につきまして、多分リーマン・ショックとかいろいろあったときでございますので、恐らくそのころ多分結構一者応札多かったのではないかなという気がしますが、正直申し上げて、民間会社のことでございますので、私、その人間でないで、その事情はよくわからないのでございますが、そういうところではないかというふうに推測はされますけれども。

○湊係長 今まで厚生労働省として何期か調達を4年ごとにやらせていただいているのですが、今でも全部、最初のころは業者一緒だったのですけれども、その後は別の業者というところは。

○大山専門委員 手をおろしちゃった。もう次、挙げなかった。よほどひどい目に遭ったということですか。

○湊係長 インセンティブにかかっている部分はそれほど厳しくない。

○大山専門委員 応札の業者を増やせるかどうかにかかっているような気がするのですね。

○三上室長補佐 済みません、ディスインセンティブの話させていただきます。この前のシステムから7年、今、使っているわけですが、その中で2回だけ反則金というか、ペナルティーを課した程度です。

○大山専門委員 そんなにすごくないね。

○三上室長補佐 当然そういった情報は情報開示しますので、応札に参加してくればわかる。あと、もう一つですが、前々回、参加したときから、今回どうなんだという話ありますが、実際そういった話は来ております。全然無関心ではないというところは確認しています。

○川上室長 先ほど、例えばディスインセンティブで10%のリスクを負う。だから、それが高いのにつながっているのではないかという御指摘でございますが、要は、今までも7年間やっていて、2回しかひっかかったところないというような状況でございます。恐らくこれもまた推測でございますが、企業にしてみれば、そういったリスクも含めて当然考えるのでしようが、まさかこれから事業やるときに、ディスインセンティブを食らうような、そんなような悪いサービスをやろうとして手を挙げるとは、当然思っておりません。当然民間企業さんも創意工夫してやられるわけですから、そう思いませんので、当然一定のリスクは含めて、例えば10%丸々積んでくるか、多分そんなことはなくて、逆にそうなるような状況であれば、これはそうならないようにしていただくのが仕事でございますので、逆に、例えばほかのところであれば、先ほどディスインセンティブのほかのところの話ありましたけれども、損害賠償をとるとか、明記しているところとか、そういうのもありますから、そういうのに比べれば、10%だけです。こういうことをすれば、こういうふうになりますとはっきり明記していますので、それは明確にリスクのほうを計算できるような形でやらせていただいているのだらうと思っています。

○小林副主査 お話いただいている部分が、私たちが納得できないのは、そんなに難しいシステムではないのだと言っている割には、こういうふうには何か SLA が結構厳しいチェックの下にあるし、いろいろ競争環境を整えようという努力をされているというようにはちょっと理解できないところがありまして、その辺はどうしたらいいのでしょうか。

○川上室長 済みません、具体的にどういうところが競争環境が整ってないということなのでしょう。済みません、お言葉返すようで恐縮なんでしょう。

○小林副主査 今までいろいろ議論してきたことなんですけれども。

○加藤専門委員 済みません、一言一句つかかるといっても何でもないのでけれども、ただ、どうしても納得できないという点で、前回、平成 20 年度の入札のときに、一者応札だったと。これはリーマン・ショックの影響があったから控えましたというようなお答えがアンケートの結果ありましたという説明だったですか、先ほど、アンケートというか、ヒアリングした結果。

○川上室長 推測すればですね。

○加藤専門委員 推測すれば。

○川上室長 それは私見でございますので。

○加藤専門委員 私見。そこは違うのではないかと私は思うんです。逆にリーマン・ショックだからこそ仕事欲しいわけで、それは価格を下げてでも応札といいますか、入札しますね、民間の立場から言ったら。その説明のところはちょっと納得いかないなど。そういうちょっとひっかかるところが随所に出てきてしまって、専門家の目から見ても、どうも納得できないかなというようなことだと思います。私はそう思いました。

先ほど大山先生から、もともと平成 16 年度で落札した会社が、結果、平成 20 年度では入札しなかったわけですね。それはどういう経緯があったのだろうという素朴な疑問が投げかけられて、いや、リーマン・ショック等の影響で少なくなかったのではないのでしょうか、と言われても、それは納得できないかなど。何か理由があって一者応札になってしまった。そのところもよくわからない。何かフエジーな感じでこの会が終わってしまうのかなというのはどうしても納得できない。素朴にそういうふうにしたものですから、お伝えさせていただきました。

○小林副主査 今日いろいろ論点を出していただいて、それに対して私たちのほうでも、なかなか理解が十分得られていない状況だと思います。もし委員の先生方、よろしければ、もう一度厚生労働省とヒアリングの機会を設定していただくということにしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（「賛成です」と声あり）

○川上室長 恐縮なんでしょうけれども、御議論いただくのはありがたいのですけれども、要はこれおしり切れていまして、時間がなかなか。

○小林副主査 おしりが切れているというのについても私たちもまだ理解がされてないんですね。この小委員会での審議を今回終わりにすると、パブコメに入らなければいけない手続になるのですよ。パブコメに入る前にもう一回その審議をしたいという私たちの意向なんです。だから、それを今月中にもう一回、小委員会を。

○川上室長 今月中ですね。

○小林副主査 今月ではない、今月は2月だから。

○川上室長 本当に済みません。前回は期間延びてしまったものですから、そこは。

○小林副主査 だから近々に。

○事務局 もう一度御審議をお願いさせていただきまして、おしりが決まっているという主張はわかりましたので。

○川上室長 前回、2月1日も1回流れていますので、済みません、よろしくお願いします。

○事務局 お時間の調整をさせていただきまして、もう一度、申し訳ございませんが、お集まりをいただいて、それから、また御審議ということをお願いできたらと思います。日程調整はまた後日早急に。

○川上室長 今月中というイメージでよろしいですか。

○事務局 そこはまた調整させていただきますので。

○川上室長 是非ともよろしく願います。これだけ熱心に御議論いただいて、逆効果にならないようにしたいと私たち思っていますので、よろしく願います。

○小林副主査 済みません、委員の先生方、もう一回、ヒアリングをさせていただくということで事務局に日程調整をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

厚生労働省のほうでも、今日いろいろ論点が出ておりますので、それについて持ち帰っていただいて、検討いただけるとありがたいと思います。つまり、これは国民的には非常に大きな金額ですし、市場化テストの中に入ってきたわけですから、公共サービス法の中に入ってきているわけですから、効率的かつ質を維持するというふうな実施要項（案）をつくり込んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

今日の審議はこれで、何か委員の先生方、ほかにも御質問がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思いますので、よろしく願います。

○大山専門委員 質問を紙で投げるのはいいんですか、事務局経由でやっていただく。

○小林副主査 事務局経由で。

○大山専門委員 それでやっていただける。

○小林副主査 はい。

大山専門委員 そうすれば、もう少し明確な答えがいただけるようにできるかなと思いますので。

○小林副主査 よろしく願います。

(厚生労働省退室、国土交通省入室)

○小林副主査 続きまして、「国営滝野すずらん丘陵公園」、「国営東京臨海広域防災公園」の運営維持管理業務の実施状況及び事業の評価（案）の審議を行いたいと思います。

本事業につきましては、平成22年4月から平成25年3月までの3年間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは、事業の実施状況について、国土交通省

都市局公園緑地・景観課 舟引課長より御説明をお願いしたいと思います。御説明は2公園まとめて20分程度でお願いいたします。

○舟引課長 国土交通省の舟引でございます。「国営滝野すずらん丘陵公園」の運営維持管理業務及び「国営東京臨海広域防災公園」の運営維持管理業務、市場化テストで実施したものを現在ちょうど2年経過をしまして、残りを1年残すという状況でございますけれども、これにつきまして、現在の実施状況、また入園者、質の状況等について御報告を申します。説明は担当の辻野から行います。よろしくお願いいたします。

○辻野課長補佐 公園緑地景観課の課長補佐しております辻野です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の資料B、参考資料の下にあります国交省というクレジットが付いておりますが、資料2「国営滝野すずらん丘陵公園」の実施状況、まず、こちらから御説明したいと思います。この業務、公園の運営維持管理業務ということで、業務期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までということで、まだ業務途中でございます。

受託事業者は、ここに書いてあるとおりの共同体でございます。事業者決定の経緯ですが、事前に作成した実施要項に基づきまして、参加者、2者から提出された企画書について審査した結果、いずれも評価基準を満たしておりました。それから、22年2月3日に開札し、この2者について総合評価を行ったところ、上記の者が落札者となりました。

次、2. サービスの質の達成状況等でございます。まだ業務途中ということで、11月までとなっております。過去の実績を踏まえ、実施要項において、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定したところでございます。これについては実施要項に定めた方法によりまして、モニタリング調査を行っており、その結果等についてたゞいまより報告いたします。なお、滝野は（グリーンシーズン）、（ホワイトシーズン）に分かれておりまして、別々に質が設定されているところでございます。

(1) 包括的な質、「1) 利用者数の確保」でございます。全部で三つほどありまして、まず年間の利用者数、達成すべき質は、毎年60万人以上確保するとなっております。公園全体の利用者数でございます。「イ 結果」でございます。22年度は60万562人ということで達成いたしました。23年度は11月までということで46万余ということになっております。去年は5月が週末毎で天候不順ということになりまして、今のところ、22年度よりもペースは落ちておりますが、逆に雪が多く、2月のスノーフェスティバル等の大型行催事を予定しておりますので、達成できるように努めているところとなっております。

2 ページをお願いいたします。「②札幌都市圏外の地域からの利用者の割合」、8.5%以上確保となっております。こちらは22年度、23年度いずれも達成をしております。

「③人数対象施設において事前に利用申し込みのある行催事の参加人数」ということで、こちらでも要項の中で対象施設を定めておりまして、行催事の参加人数を過去の実績から設定をしております。22年度は達成をしております。23年度は業務途中でまだ8,000人余となっておりますが、ホワイトシーズンにおいて、小学校のスキー学習による対象施設の事前利用申し込みが予定されてお



りまして、今、達成に向けて努めているところでございます。

「2）利用者満足度の向上」でございます。2ページ一番下でございます。①公園の運営に関する利用者の「非常に満足」の回答比率を同じくグリーンシーズン、ホワイトシーズンで設定をしております。それぞれ45%以上、ホワイトシーズンは50%以上となっております。

3ページをお願いいたします。「イ 結果」でございますが、22年度はいずれも達成いたしました。23年度は、グリーンシーズンは達成しております。ホワイトシーズンは、今、履行中でございます。②公園の運営に関する利用者の「非常に不満」の回答比率の設定でございます。それぞれ1%以下となっているところでございます。「イ 結果」です。22年度はいずれも達成いたしました。23年度は4月から11月もいずれも達成しています。ホワイトシーズンは、今、履行中でございます。

「3）北海道の気候風土にあった花風景の演出」ということで、公園管理者が指定する花壇において、花見頃期間数を、トータルで29週のうち18週以上確保するという質を設定いたしました。結果はいずれも18週ということでは質を達成いたしております。

4ページ、お願いいたします。「3）多様な利用プログラムの提供」ということで、質のほうは利用プログラムの開催回数、参加人数、それぞれ20年の実績値をもとに設定しております。結果でございますが、22、23年ともにいずれも達成いたしました。

その下の「②利用プログラムの同時開催期間数」。質ですが、利用プログラムの同時開催期間数を35週以上確保となっております。22年度は達成いたしました。23年度は業務途中でまだ達成しておりませんが、この12月から今年の3月について、12週ほど予定しております。これも達成される見込みとなっております。

その下、「③件数対象施設における事前に利用申し込みのある行催事の件数」。達成すべき質が、こちらに書いてあるとおり、施設ごとに件数を設定しております。結果でございますが、22、23年度ともに、業務履行中ですが、いずれも達成をいたしました。

5ページをお願いいたします。「ホームページのアクセス件数」となっております。アクセス件数は33万8,000件となっております。こちらも22、23年度いずれも達成いたしました。

その下の「②マスコミによる報道件数」。こちらも実績値による設定をいたしております。こちらも22、23年度いずれも達成いたしました。

最後の質でございますが、「6）自主事業の実施回数」ということで、初年度は1回以上、次年度以降は前年の回数以上確保ということ。初年度は118回、2年目は現在114回でございますが、このホワイトシーズンの間に5回ほど自主事業を予定しております。達成する見込みとなっております。以上が包括の質でございます。

6ページをお願いいたします。「(2) 個別業務の質」ということで、読み上げは省略しますが、6ページに書いてあるとおり、定性的に個別業務の質を設定しております。①マネジメント業務、②運営維持管理業務、③植物管理業務、④収益施設運営業務となっております。7ページをお願いいたします。「イ 結果」でございますが、この下にサンプルであります。履行確認については、企画提案を含めて、『履行確認シート』を設定しまして、担当部署で確認をしております。その結

果、提出書類、現場での確認等々を含めまして、個別業務の質が達成できているというのを確認しているところでございます。

8ページをお願いいたします。「3. 実施経費の状況」でございます。本業務の契約3か年が17億7,000円余、単年度22年度で言いますと、5億9,119万円余となっております。22年度と比較しまして削減効果ですが、2,200万円余となっております。3.7%の削減となっております。なお、22年度と23年度、管理面積、運営条件が異なりますので、単純に比較できませんが、削減効果があったと認識をしております。

「4. 民間事業者からの提案による実施事項」でございます。今回、企画提案のときに、サービス向上のための提案をいただいております。それについて、国職員と事業者で確認を行いまして向上に努めております。全部で四つ記載されておりますが、一つだけ紹介いたしますと、二つ目の新たな花修景等による公園の魅力向上ということで、23年度から新たな試みとして、コンセプトに合わせ様々な種類の花を入替えて花風景の演出を行った「メドウガーデン」等々、公園の魅力向上に寄与した取り組みを行っていただいているところで、利用者の評判からもよかったと考えております。

9ページ、お願いいたします。「5. 総評」でございます。「(1) 評価」ですが、1行目、2行目に書いてあるとおり、基本的にはまだ履行中のものがございまして、おおむね達成できる状況となっております。特に花風景の演出は、長期に花見頃期間を長くできる種類を積極的に導入したことでか、そういったことで達成をいたしました。それから、マスコミによる報道件数も工夫を重ねていまして多く取り上げられているところがございます。最後の段落、繰り返しになりますが、一定の削減効果も認められたところがございます。

最後の(2)でございますが、次期業務の実施に当たっての留意事項でございますか、本業務の実施結果や、他公園における維持管理業務の実施状況を踏まえ、創意工夫を生かした企画提案の提出を促す観点から業務実施状況の情報開示に努めるとともに、迅速かつ円滑な意思決定及び臨機の対応が可能となる体制の確保等の検討が必要と我々は考えております。あと、参考となる資料、データ関係が記載しているところがございます。滝野については以上でございます。

それから、東京臨海でございますが、委員限り資料Cの下にある資料3をお願いいたします。東京臨海広域防災公園の実施状況でございます。こちらも同じく業務期間は滝野と同じく平成22年4月から25年3月31日まででございます。「(3) 受託事業者」はここに記載のとおりでございます。

「(4) 事業決定の経緯」。6者から企画書をもらいまして、いずれも評価基準を満たしております。入札に当たっては1者辞退をいたしました。開札し、5者で総合評価を行ったところ、(3)の事業者が落札者となりました。

「2. サービスの質の達成状況等」でございます。滝野と同じく実施要項によりまして、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定いたしました。同じく実施要項に記載された方法によりまして、モニタリング調査を行いまして、その結果を今回報告いたします。

(1) 包括的な質でございますが、「1) 利用者数の確保」。達成すべき質が、体験学習施設の入館者数でございまして、初年度7万5,000人以上、その後は、毎年度10万人以上確保となっております。「イ 結果」でございますが、初年度、2年度もいずれも達成をいたしました。

2 ページをお願いいたします。2) 利用者満足度の向上ということで、「①体験学習施設サービス」に関わる満足度でございます。達成すべき質は「満足」、「不満」のパーセンテージをこの記載のとおり、40%、2%と設定しました。「イ 結果」でございますが、履行期間中ではございますが、現時点では、今のところ達成をしている状況でございます。以下、表のとおりでございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。「②自主事業及び委託費を充当する行催事」に関わる満足度でございます。こちらも満足と不満のパーセンテージを履行期間中の平均で設定いたしまして、「イ 結果」でございますが、12 月末の時点で、いずれも達成を現時点ではしているところでございます。

その下の「③自主事業及び委託費を充当する行催事」における防災に関する学習効果も、こちらも満足度により質を設定しております。「満足」と「不満」でございますが、こちらも結果は、3 から 4 ページにまたがりませんが、いずれも現時点の平均としては達成をしている状況でございます。

4 ページをお願いいたします。「3) 行催の実施回数」。「①防災関連の普及啓発」大規模なイベントでございます。達成すべき質は、100 人程度の普及啓発に関する大規模な行催事、年 2 回以上でございますが、22 年度は 6 回、23 年は 9 回ということで達成をしております。

「②防災関連の普及啓発」。質は二つありまして、近隣施設との連携によるもの、市民との協働によるものを年 12 回以上ということで、いずれも質を達成しているところでございます。

5 ページをお願いいたします。「③防災関連の普及啓発以外の行催事」でございますが、こちらも年 12 回以上、結果はいずれも達成をしているところでございます。訂正いたします。5 ページの 23 年 12 月末時点で、中規模の市民との協働によるものは 11 回でまだ達成しておりませんが、こちらは 3 月に行催事を予定しておりますので、達成見込みとなっております。失礼いたしました。

6 ページをお願いいたします。「(2) 個別業務の質」でございますが、こちらも滝野同様に定性的に個別業務の質を記載しておりまして、7 ページに記載しておりますが、同じく履行確認シートを使いまして、立ち会い、打ち合わせを重ねていまして、達成をしていることを確認しております。なお、補足ですが、イの「また」のところですが、昨年起こりました東日本大震災、東北地方太平洋沖地震発生の際には、公園利用者がいらっしゃいましたが、安全確認を行い園外まで誘導し、一時的な避難場所となっている近親施設に案内するなど適切に対応したことを確認していることを御報告します。7 ページが履行確認シートでございます。

9 ページの「5. 総評」でございます。最初のほうは、事実関係を書いておりますので省略しまして、「(2) 評価」でございます。1 段落目ですが、一応現時点では達成したか、もしくは達成見込みということで、恐らく達成できのらうと考えております。

済みません、8 ページに戻ってください。大変失礼いたしました。説明を飛ばしました、8 ページをお願いいたします。「3. 実施経費の状況」でございますが、こちらは新規開園の公園ということで、前年度の実績がございませんので、予定価格との比較をしておりますが、予定価格との比較で 73%ほどの落札率となっております。

「4. 民間事業者からの改善提案による改善実施状況」でございます。こちらは企画提案時の改善提案と履行中の改善提案、二つございまして、企画提案時のほうはガイド付き見学コースの開催

ということで、これを事前に提案していました。その後、履行中の改善提案ということで、1 番目ですが、「そなエリア」の愛称及びロゴマークの設定と活用ということで、知名度向上に大きく寄与したと考えているところがございます。大変失礼いたしました。

9 ページ、(2) でございますが、そういった自主的な取組みも相まって適切におおむね実施業務が履行できていると考えております。

「(3) 次期業務の実施に当たっての留意事項」でございますが、こちらは滝野と同様でございますが、情報開示に努めるということと、迅速かつ円滑な意思決定及び臨機の対応が可能となる体制の確保等の検討が必要と考えております。

滝野、東京臨海の業務実施状況は以上でございますが、参考資料をお配りしております、こちらの説明を若干でございますが、補足させていただきます。こちらは委員限りで参考資料 1、参考資料 2 とあります。東京臨海の最後に付けております。2 枚ばらばらとなっている資料なのですが、ございますか。最後でございます。大丈夫ですか。大変失礼いたしました。

基本的には滝野、東京臨海については民間競争入札を実施しまして、「包括の質」、「個別業務の質」いずれも達成、もしくは達成見込みと考えておまして、コスト削減と公共サービスの質の向上についておおむね評価できる内容と考えております。それから、参考資料 1、これは速報でございますが、ロ号公園、御審議いただきました実施要項によりまして、総合評価を行いました。全部で 5 公園でございますが、このような結果になりまして、上の武蔵、昭和は民間の共同体、その下の 2 つ、飛鳥、吉野ヶ里は公益法人と民間の共同体が決定、それから沖縄は海洋博財団が決定されました。落札率を下に書いておりますが、幅がありますが、このような幅の中で落札されまして、コスト削減におおむねつながったと我々は考えております。

今年、平成 25 年度以後も民間競争入札を実施する予定でございますが、こういった取組みと後ほど説明しますが、今後課題として考えている点が三つほどであると認識しております。具体的には滝野、東京臨海の民間競争入札と同時期に実施しましたイ号で残り 10 公園あったのですが、そちらは企画競争を行いました。そのときに企画書を経て特定された事業者の維持管理業務において生じた問題の対応が必要と考えておまして、横表になっている参考資料 2 をお願いいたします。上、二つでございます。

一つ目は、共同体の業務実施ということで、ある公園でございますが、品質確保に係る課題ということで、ある公園で以下のような課題が生じたところがございます。「●」二つございますが、一つ目が、共同体の構成員の間での調整が必要な事案に対して、当該調整に不測の時間を要する等により、意思決定が相対的に迅速でなかった。二つ目、各業務の予算の過不足に対して、各業務を担当する共同体の構成員の間で予算を即座に流用できず、臨機の対応ができないおそれがある。こういった課題があるのではないかとということで、担当事務所から御報告がございました。課題に対する対応の方向性、右でございますが、こういった事案に対して、迅速かつ円滑な意思決定及び臨機の対応が可能となるような体制の確保に対してインセンティブを与える方法が考えられないかと考えておまして、対応方針としましては、総合評価において、こういった体制の確保に関する提案に対して加算点を追加することを今後検討したいと考えております。

真ん中の列の総括責任者の代替制でございます。こちらもある公園のある共同体から、やむを得ない事情で総括責任者の交代の申し出がなされた際の課題が以下のとおりございました。「●」で読み上げますと、「配置予定者の業務実績に関する要件」を満たす後任の総括責任者の選定に不測の時間を要し、総括責任者の不在の期間が生じたところでございます。具体的に言いますと、要件を満たす総括責任者を即座に準備できませんで、代理を立てる形でしばらく業務を運営していたという事態が企画競争で特定された事業者においてあった。それから、その課題に対する方向性としては、やむを得ない事情で代わるのは我々としてもやむを得ないと考えておりますが、即座に後任を配置できるような体制のインセンティブを与えることはできないかと考えておりました。対応方針としては、そういった代替性の確保に関しまして加算点を追加することを検討したいと考えております。

それから、先ほど参考資料1で示したとおり、コスト削減にはつながったというふうには考えておるのですが、かつ滝野、有明でも基本的にはコスト削減とサービスの質の達成というのは特に問題にならなかったと考えておりますか、一方で、今回、ロ号において、こういった落札率の中で、包括質の達成ができなかった場合の対応について検討する必要があると我々は考えております。特に今回、落札率**64.8%**ということで、有明より更に低い落札率になっているということで、質の確保について若干の懸念を抱いているところでございます。ということで、また参考資料2に戻りますが、一番下、業務評定という形で対応方針を考えたいと思っております。課題ではないのですが、以下のような効果を期待しているところでございます。包括的な質の達成状況、業務の履行状況について、業務評定を行うことによりまして確実な履行を促したいと考えております。その対応の方向性でございますが、維持管理業務の質の確保ができなかった事業者の業務評定結果を次回維持管理業務の総合評価に反映させることができないかと考えておりました。対応方針でございますが、まず、業務評定を行って、その結果を公表するという。その評定結果を総合評価に反映させることについて検討したいと考えております。以上、実施状況の報告でございます。よろしく願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。説明は2公園まとめて**10分**程度でお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務の評価（案）」について、資料Bに基づきまして御説明させていただきます。実施状況の詳細につきましては、国土交通省より説明がございましたので割愛させていただきます。

それでは、まず3ページ目の「2 受託事業者決定の経緯」をご覧ください。入札参加者2者から提出された企画書について審査した結果、いずれも評価基準を満たして、予定価格の制限の範囲内で入札のあったことから、当該2者について総合評価を行い、落札者となった上記業者と契約しております。

続きまして「3 平成25年度以降の事業について」をご覧ください。平成25年度以降の事業については、公共サービス改革基本方針において、滝野すずらん丘陵公園と、この後、御説明いたし

まず東京臨海広域防災公園を含めた都市公園法第2条第1項第2号イに規定するすべての12公園について、3年以上の複数年契約により民間競争入札を実施することとされております。

次に評価でございますが、「Ⅱ 評価」をご覧ください。評価方法でございますが、国土交通省から提出された平成22年度、23年度の4月から11月の実施状況についての報告に基づきましてサービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行っております。まず(1)サービスの質についての実施状況のうち、「ア 包括的な質」でございますか、実施結果につきまして、4ページ目のおりでございますが、設定された確保されるべき包括的な質は主要事項にございますとおり、利用者数の確保、利用満足度の向上、北海道の気候風土に合った花風景の演出、多様な利用プログラムの提供となっております。

5ページの「(イ) 評価」をご覧ください。確保されるべき包括的な質として設定された各項目については、平成22年度はいずれも目標を達成できていることから評価できると考えられます。平成23年度については、公園全体の年間利用者数は、平成23年5月に天候不順等により平成22年度と比較して大幅減となったことから平成22年度の4月～11月の実績と比較すると下回っている状況にはございますが、それ以外の項目については4月～11月の実績が顕著に推移していること、12月以降の利用者やプログラムの実施が予定されていることなどから、目標を達成できるものと期待できると考えられます。また、自主事業の実施回数については、平成22年度に118回、平成23年度(4～11月)に114回実施し、目標値である1回以上を大幅に上回っており積極的な事業展開を行っていることから評価できると考えられます。

続きまして「イ 個別業務の質」でございますが、民間事業者は、実施要項及び仕様書で求める水準に基づき、各業務について適切に業務を実施しており、確保すべき質は達成したものと評価できると考えられます。

次に「(2) 民間事業者からの提案による改善実施事項」をご覧ください。民間事業者からの入札時の企画書の改善提案に基づき、花修景の規模拡大、新たな花修景等による公園の魅力向上、企業CSR活動や企業協賛イベントの誘致等による参加型公園運営、オートキャンプ場利用の「ポイントカード」の導入、レストランでの地元食材利用等の収益事業改善が着実に実施されたことから民間事業者による創意工夫が発揮できたと評価できると思われます。

続きまして5ページ目から6ページ目にかけて、「(3) 実施経費に関する評価」を記述しております。本公園は、平成22年度に「滝野の森西エリア」が開園しておりまして、供用施設の規模が拡大しているにもかかわらず、平成22年度の実施経費である5億9,119万円、これは21年度の従来の実施経費の約96.3%に相当しまして、約2,240万円下回っていることから、経費の削減が図られているものと考えられます。

最後に「3 評価のまとめ」でございますが、以上、御説明しましたとおり、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できると思われます。したがって、今後も引き続き、民間競争入札によって多様な民間事業者の参入を促進し、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることが期待されますが、その際、次期事業の実施に当たっては、今回の実施結果、それと他公園における維持管理業務の実施状況を踏まえて、包括的な質に係

る各目標値について検討することや新規事業者からの企画提案が可能となるよう実施状況の情報開示を十分行うことなどが必要と考えられます。

○公共サービス改革推進室 それでは、「国営東京臨海広域防災公園 運営維持管理業務の評価（案）」について、資料Cに基づきまして御説明させていただきます。実施状況の詳細につきましては、国土交通省より説明がございましたので割愛させていただきます。

それでは、まず3ページ目の「2 受託事業者決定の経緯」をご覧ください。入札参加者6者から提出された企画書について審査した結果、いずれも評価基準を満たしており、入札価格については、1者が入札を辞退し、残り5者については予定価格の制限の範囲内で入札があったことから、当該5者について総合評価を行い、落札者となった上記業者と契約しております。

続きまして「3 平成25年度以降の事業について」でございますが、こちらは、先ほど滝野すずらん丘陵公園にて御説明いたします割愛させていただきます。

次に評価でございますが、4ページ目の「II 評価」をご覧ください。評価方法でございますが、国土交通省から提出されました平成22年度の7～3月、平成23年度の4～12月の実施状況についての報告に基づきサービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行っております。

まず「(1) サービスの質についての実施状況」のうち、「ア 包括的な質」でございますが、実施結果につきまして、4ページ目のおりでございますが、設定された確保されるべき包括的な質は主要事項にございますとおり、利用者数の確保、利用満足度の向上、行催事の実施回数となっております。

4～5ページにかけて「(イ) 評価」をご覧ください。確保されるべき包括的な質として設定された各項目については、平成22年度はいずれも目標を達成できていることから評価できると考えております。平成23年度については、12月時点で、ほぼ全ての項目について目標を達成しております。また、主要事項の「行催事の実施回数」における「市民と協働によるもの」につきましても、3月に行催事が予定されているため達成されるべき質は確保される見込みでございます。また、体験学習施設の入館者数については、平成22年度が3月11日の東北地方太平洋沖地震により、2週間の休館を含みましても8万668人、平成23年度が4～12月でございますけれども、13万2,687人と目標値を大幅に上回っていることから評価できるものと考えております。

続きまして5ページの「イ 個別業務の質」でございますが、民間事業者は、実施要項及び仕様書で求める水準に基づき、各業務について適切に業務を実施しており、確保すべき質は達成したものと評価できると考えられます。また、先ほどの東北地方太平洋沖地震発生の際には、公園利用者の避難・誘導等を適切に実施しております。

次に「(2) 民間事業者からの提案による改善実施事項」をご覧ください。民間事業者からの入札時の企画書での改善提案に基づき、防災体験学習施設におけるガイド付き見学コースの実施やQRコードを活用した解説システム付き樹木札の設置、運営後の企画提案におきましては、「防災体験学習施設」の愛称を「防災体験学習施設 そなエリア東京」に設定し、建物及びチラシなどにロゴマーク、キャラクターを効果的に使用したり、花壇の拡大及びプランター数の増加や遊具の貸出しを行うなど、民間事業者による創意工夫が発揮できたと評価させていただいております。

続きまして5ページ目から6ページにかけまして、「(3) 実施経費に関する評価」を記述しております。平成22年7月の開園に合わせて、民間競争入札を実施したものであり、従来の実施経費との比較や同種同規模の施設との比較も運営維持管理業務の委託実績がないことから困難でありますけれども、本事業の入札に当たりましては、5者の応札があり、契約額は約73%の落札率となっていることから、競争性が確保されて、経費面でも適正な入札が実施されていると考えられます。

最後に「3 評価のまとめ」でございますが、以上、御説明しましたとおり、公共サービスの質の目標が達成されたものと評価でき、競争性が確保されて、経費面でも適正な入札が実施されていると考えられます。したがって、今後も引き続き、民間競争入札によって多様な民間事業者の参入を促進し、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることが期待されますが、その際、次期事業の実施に当たっては、今回の実施結果及び他公園における維持管理業務の実施状況を踏まえ、体験学習施設の好調な利用実績を踏まえた入館者数の適正な目標値の見直しの検討など包括的な質に係る各目標値について検討することや新規事業者からの企画提案が可能となるよう実施状況の情報開示を十分行うことなどが必要と考えられます。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価案につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 まず言葉の問題を伺いたいのですが、達成すべき質で、滝野のところでございますけれども、北海道の気候風土に合った花風景の演出というのが達成すべき質としてありますね。民間からの提案の中で、「花修景の規模拡大」というのが出てくるのですが、「花風景」と「花修景」というのは同じ意味なのですか。

○辻野課長補佐 我々の質は「花風景」としているのですが、事業者の提案からは「花修景」と書いてありまして、恐らくは一つの単体としては、花風景を含めて公園全体の景色をどうしていくかという提案をする意図があったのだというふうには我々は考えておりますが、これは事業の提案者の文言なので、そこは推定ではございますが、そういうことだと理解しております。

○逢見副主査 滝野のところの達成すべき質の中で、民間からの自主事業、資料2でいうと5ページになるのですが、要求しているのが初年度1回以上、次年度以降は前年度回数以上というときに、初年度で118回やったという、相当努力して自主事業をやったのでしょけれども、それを前提にしている。それから、その次の年は更にそれ以上というのは、118だという想定をしてなかったのではないかと思うのですね。かなり努力して初年度やったというふうに考えれば、今後こういう次年度以降、前年度回数以上とかという言い方は少し見直したほうがいいかなという印象があります。

○辻野課長補佐 自主事業が要は委託費を使わないでやる事業なので、無理強いは当然できないのですが、公園の魅力を高めるために1回以上やってほしいなという意図はありました。ただ、御指摘のとおり118回をやる努力までは、我々も想像してないというのは変ですが、よく頑張っていたなとは思っています。ですので、似たような評価設定をする場合には、確かにこういうふうになることを想定していなかったもので、次回以降は検討したいと思えます。



○加藤専門委員 2件ありまして、まず、東京臨海も滝野も両方とも共通した質問なのですけれども、包括的な質、個別業務の質のともと設定なされていたレベル感、ほとんど達成した、あるいは達成見込みだということ、もともとレベル感はどうだったのだろうかということについて御意見をお聞かせいただきたい。これについては必要に応じて検討するということだと思いますけれども、その旨、書かれておりますので、その御認識のほどを聞かせていただきたい。

2点目が、滝野ですけれども、評価のまとめのところで、経費の記載で、22年度の実施経費は21年度経費の約96%に相当し、約2,241万円下回っており、経費の削減が図られているものと考えられるということで、これは評価されているということだと思いますが、これは逆に、これは民間事業者への委託費ということですね。民間事業者への委託費が逆に上がってしまった場合、これはどういう書き方になってしまうのだろうかという懸念がありますので、ここのところはより明確に、民間事業者への委託費ですと、それが幾らから幾らに引き下がったということで誤解なきように示したほうがいいのではないかと思います。以上2点です。

○舟引課長 前半の質のレベルの話ですけれども、滝野すずらん丘陵公園はこれまでずっと継続的に管理をしていた公園ですので、過去の大体のトレンド、今回、少し面積を増やしておりますので、それで大体のところは推測できるというようなことで、何とかその水準を達成していただいたのだと思っています。

一方で、有明は新規ですので、今回は半ば1つの決めで行ったものです。これは報告の中にもありましたけれども、実は東日本大震災の結果、非常にお客様が増えていまして、かなり達成がいいのはそういう意味ですので、やはり新規のところと継続のところは、今回を受けましてそれぞれの考え方の検討をさせていただきたいと思っています。

○辻野課長補佐 記載方法の実施経費のほうですが、誤解を招く可能性がありますので、こちらは事務局と相談させていただきます。

○小林副主査 二つの公園で記載ぶりが違っているのです。防災公園では、実施状況は「委託契約額」、評価は「委託費」と書いてありましたか。実施経費「契約額」、実施経費「委託費」と書けば問題ないと思うので、記載ぶりの統一をしていただいたらよろしいかと思います。

○辻野課長補佐 そのようにさせていただきます。

○佐藤専門委員 細かいところなのですけれども、滝野のほうの国交省さんの資料2のところの9ページ「5. 総評」のところの(1)で書いていただいている経費削減については、これは税抜き価格で書いていただいている、内閣府の評価案のほうの同じ場所、6ページ目の3のところは、多分税込み価格の比較をされているので、消費税率の議論もしている中、税抜きのほうの表示で統一するとか、そういったようなところは何か御検討されたのでしょうか。

○事務局 基本的に評価(案)については税込みの価格で比較しておりますので、そこら辺、国交省と御相談して調整したいと思います。

○小林副主査 国民負担としては、税金はどういうふうに考えたらいいか。

○佐藤専門委員 消費税率がぼんと上がったためにその数字が、要するに市場化テストによる経費削減がどこの部分なのだろうということがわかるようにしていただければ、そこのところの趣旨は

よくわかるのです。

○小林副主査 事業者に支払うのは税込み分だから、税込み分で国民負担がありますということだから、税込み分のほうが、私的にはいいような気はするのですが、わかりません。ちょっと調整してください。

○佐藤専門委員 あともう一点は、防災公園のほうなのですが、これは内閣府のほうの評価案の6ページ目のところ、予定価格の落札率を書いていたのですが、これは今後の同種の業務が出たときに将来の発注業務の価格を推測させるとか、そういうようなことはないんですか。

○舟引課長 そうなると多分判断の材料の一つになるかと思います。今回の新しい口号のところでは、開園区域が変わっている部分ですとか、従来別にしておりました駐車場だとかの有料施設、これは委託の経費ではなくて、受託者側が自ら経営をして収益となるものがありますので、その収益をどれだけ取り入れて価格を判断することとなるかという、そこは応札者の御判断ということでもありますので、まだたくさん判断要因は残っているとは思っています。

○佐藤専門委員 最後に辻野さんから御説明いただいた口号公園開札結果、この資料についてもいいですか、コメントして。

○小林副主査 はい。

○佐藤専門委員 こちらの参考資料2のほうの課題として書いていただいた部分、横の紙ですね。一番最初の共同体の中でもめっちゃったという話なんですけれども、対応方針のところは要はこのところに関するどういう御提案なんですかということの加算点でありますということになると、ある意味、紙の上で対策が書いてあれば、書き賃をあげちゃうことになっちゃうんですね。通常はこの国営公園の運営維持管理業務の場合に、そこまで費用をかけるということは国交省さんでお考えはないと思いますけれども、要は話す相手が共同体で複数いるから、こういうもめごとが起こっちゃうので、だったら、特別企業会社をつくって出てこいという言い方は、それは対応策としては一つあるのですが、多分事業の実施費用としてそこまで求めるかということ、やりすぎ感もあり、多分共同体であれば、代表企業というコンセプトあると思いますので、こういうときには代表企業が責任窓口としては国交省として統一窓口として話をしろと、すぐ決着しろと。資金の負担の点についても代表企業がとりあえず中でどれくらい、だれが悪かったという話はゆっくりもめてもらうとして、代表企業が負担で何か不具合があったら、その金はおまえがすぐ出せというようなよほど実効性のある提案でないと、書き賃だけあげちゃうというのはつまらないかと思って、蛇足ぎみながら申し上げました。

あと2番目の総括責任者の交代の話に関しては、多分これ提案、民間は何を言っているかということ、バックアップサービサーという形で提案してくると思うんですね。ここがだめだったら、ここから連れてきますみたいなどころ、具体的に名前を出してあれば、見た目、それっぽいのですが、多分民間の方たちなので、人事異動の関係もあり、本当にその方がずっとそこにいてくださっているのかということについてはなかなか発注者としても確信が持てないところがあるかもしれませんが、多分出てくる提案としてはそういうバックアップサービサーみたい話で、これはバックアップサービサーというところを確保とするとすると、要因としては金額を押し上げ要因

になっちゃうので悩ましいところで、今のところ決定的な解決策はないように思いますけれども、コメントまでです。

○逢見副主査 3番目の業務評価のところ、包括的な質の達成状況というのは市場化テストでは見ておりますので、これと業務の履行状況で、業務評価を行うという、業務評価というイメージがわからなかったのですけれども、点数つけるという感じなのですか。

○辻野課長補佐 国交省の場合ですと、工事ですとか建設コンサルタント業務においては、実は業務評価といって、要は点数をつける枠組みができていまして、それをやっていきたいなと思っております。制度設計は早急にしないといけないのですが、ここに書いてあるとおり、包括的な質とともに日々の履行状況、つまり意思疎通ですとか、調整ですとか、日々のやっている状況を最終的に点数化もしくは累計化して、それを公表し、これは工事や建設コンサルタント業務でもやっているのですが、業務評価を次の総合評価なりに反映させるということをやっているのです、その端緒につきたいなと思っております。ご指摘のとおり点数化とさせていただいて結構でございます。

○逢見副主査 既に決定した実施要項で、落札した事業者がそれに基づいてやっているというときに、そこになかった業務評価というものが後から出てくるというのが、契約としてそれを使うというのはどうなのかというのがあったのですけれども。

○辻野課長補佐 その懸念はごもっともですので、従前やった滝野とロ号ではこういう表記はないので、それは適用しません。今回のイ号の滝野、有明も含めた12公園においては、これを反映させる場合もあるということを書こうかと思っていまして、それであれば、不均衡というか、そういうバランスを欠くことはないと思いますので、それで案をつくっていききたいと思っております。

○舟引課長 補足しますと、継続していただくときに、今回たまたま全て質はみんな御満足いただいているところですが、その一部がだめだったというようなときに、次の契約のときに何か反映しないというのは、我々質を担保するためには必要なと思います。そのためには当初からそういうことで点数化しますということを明示した上で評価をさせていただきたいという仕組みをできれば入れていきたいと、そういう考えでございます。

○小林副主査 私のほうから、逢見委員から指摘があって自主事業のところ、118回、それで以降、前年度の開始より多く実施というのが、目標値、目標の設定としては厳しいといえますか、そこまで求める必要はないのだろうということと同時に、防災公園のほうの満足度の向上といったところで、平成23年のほうが若干低くなっているというのは、満足度の向上と設定されているのに、何で若干低くなっているのだというのが国民目線的には変な感じがするので、そのところは評価の案のところでも適切なターゲットの設定みたいな見直しをしなければいけないと書いてあるのですけれども、その辺の含意しているところに気をつけていただきたいと思います。

それから、先ほど参考資料1のほうで、落札率が64.8%、96%で、これは当然推測すると、1者になっているところは高かったという理解でよろしいのでしょうか。

○舟引課長 これは実は大都市近郊の国営公園で民間が落札したところはかなり低い価格になってございます。詳細な分析ではございませんが、駐車場とか収益施設が併せて今回市場化テストに含まれていますので、その分の収入をある程度当てにして委託部分を若干下げたのだろうなという

ことで、一方で、地方部の入園者数の少ない公園では、なかなかそういう傾向にならないので、それほど落ちなかったというのが大きな要因ではないかと思っております。

○佐藤専門委員 こちらの勉強のために教えていただきたい。今、御説明あった駐車場の料金収入を、これを事業者、受託者の収入として収受できるという御整理ですね。それは法律上の根拠があるのですか。今、コンセッションとか公物管理権とか呼んでいるそういう文脈での。

○辻野課長補佐 法律上は都市公園法の中で、5条なのですが、公園施設を第三者が設置又は管理をすることができる規定がありまして、その規定を使いまして、この受託者に対して許可を与えているということでございまして、受託と同時に許可を与えて、駐車場の運営経費を収入でペイして、自らの収入にできるように要項の中で設定しているところでございます。

○佐藤専門委員 ありがとうございます。

○小林副主査 滝野のほうは、多分入札のときの資格要件を緩和したと思うのですね。今回、応札が2者だったじゃないですか。もう1者は、民間事業者だったのでしょうか。

○辻野課長補佐 手元にあります。滝野ではもう1者は完全な民間のJVでございました。

○小林副主査 ほかにも地域的な問題とかあると思うのですけれども、ほかにも2者のほかに入札可能ということは予想されますか。それは感想で構わないのですけれども。

○舟引課長 先ほどの参考資料1の口号のものを見ていただきますと、飛鳥歴史公園というのは1者になっていますが、歴史的な公園の管理というような、それほど民間的には魅力がない。公園の規模が小さい、そういうもので、多分それぞれのロケーション判断でご判断されているのだと思っています。人がたくさん入るほうが、人気が高いという一般的な傾向ではないかと思えます。

○小林副主査 それでは時間になりましたので、「国営滝野すずらん丘陵公園」、「国営東京臨海広域防災公園」の運営維持管理業務についての審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認することはありますか。

○事務局 特にありません。御指摘いただきました点等につきまして国交省さんと調整の上、検討したいと思います。

○小林副主査 それでは、内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえて、評価（案）につきまして国土交通省と更に協議を行っていただき、結果を当小委員会まで御報告いただくようお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等については、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しては、今後、私のほうで調整を進めさせていただきます。

本日はありがとうございます。